

令和4年度第2回鈴鹿市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

日時 令和5年1月26日（木）
午後1時15分～午後3時00分
場所 鈴鹿市役所 12階 1201会議室

<出席者>

被保険者を代表する委員

油井 泰身

保険医または保険薬剤師を代表する委員

尾崎 郁夫 山田 善和 若生 美樹

公益を代表する委員

桐生 常朗（会長） 石田 秀三（会長職務代理者） 田中 通

被用者保険等保険者を代表する委員

内藤 誠 澤田 昇三

<欠席者>

被保険者を代表する委員

黒田 裕子 藤井 さゆり

被用者保険等保険者を代表する委員

中川 聡美

<事務局>

健康福祉部長

中村 昭宏

保険年金課長

高崎 知奈美

管理G 主幹兼G L

川合 千晶

資格給付G 主幹兼G L

堤 崇

保険料G 副参事兼G L

宮崎 光義

管理G

白倉 剛大

<傍聴者> なし

1 開会

開会の挨拶【事務局】

末松市長あいさつ

(市長退席)

【事務局】

議事に入る前に一点事務連絡をいたします。第1回運営協議会の際に会長になられた永戸委員ですが、議員辞職をされましたので、会長についても変更となりました。

つきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、会長は公益を代表する委員の中から選任するように定められておりますことと、第1回運営協議会の際に職務代理者として桐生委員が選任されておりますので、桐生委員に会長になっていただき、職務代理者には石田委員になっていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、ここからの議事進行を桐生会長よろしくをお願いします。

【会長】

会長に選任されました桐生でございます。定刻となりましたので、只今より令和4年度第2回鈴鹿市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まず、委員の出席人数ですが、委員定数12名のうち、9名の方に御出席いただいておりますので、鈴鹿市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により、本協議会は成立しております。

続きまして、資料の確認と会議の公開方法並びに会議録の作成について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

また、お手元に当日配布資料「鈴鹿市の国保（令和3年度）」を配布させていただきます。御確認をお願いします。

続きまして会議の公開方法と会議録の作成について説明させていただきます。

本日の協議会は「審議会等の公開に関する指針」に基づく公開の審議会となっておりますが、本日の傍聴希望者はなかったことを御報告いたします。会議録につきましては、録音の上要点をまとめて作成し、後日、内容を会議録署名者に確認していただき、鈴鹿市ホームページに掲載したいと考えています。

なお、委員の氏名は、出席委員の箇所は氏名を公表し、発言箇所につきましては、氏名を伏せて会議録を作成したいと思います。

【会長】

ただ今の事務局の説明に対して、意見はありませんか。

(意見なし)

意見がありませんので事務局の説明のとおりとします。次に会議録署名者 2 名でございますが、慣例により被保険者を代表する委員と保険医又は保険薬剤師を代表する委員をお願いすることになっておりますので、油井委員と尾崎委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

続きまして、事項書 2「委員の委嘱」についてですが、公益を代表する委員の辞職がありましたので、新たな委員として、田中委員が委嘱されましたので御報告いたします。

それでは、田中委員から一言御挨拶をお願いします。

田中委員あいさつ

【会長】

それでは、これより議事に入りたいと思います。

2 議事

(1) 令和 3 年度国民健康保険事業特別会計決算見込について

はじめに「(1) 令和 4 年度国民健康保険事業特別会計決算見込について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局から資料 1 に基づき説明。

【会長】

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたので、御質疑等がありましたら、挙手をお願いします。お名前をお呼びしますので、呼ばれましたら御発言をお願いします。

【A 委員】

決算見込について、歳入の国民健康保険料が当初予算と比較して多くなっており、徴収の努力だと思いますが、具体的な取組み内容を教えてください。

また、歳出の保険給付費については減額となっていますが、実際の状況について教えてください。

【事務局】

保険料が当初予算より 1 億 3,000 万円ほど増額となっている件については、当初の収納率の見込は 91.5%として計算しておりましたが、令和 4 年度に保険料率の引き下げを行ったこともあり、現在は 91.5%を超える収納率が見込まれるため、増額となっております。

また、保険給付費については、令和 2, 3 年度と新型コロナウイルスの感染拡大による受診控えの影響もあり、医療費については減少していたものの、令和 4 年度の医療費は令和元年度ベースに復調する兆しが見えてきている状況です。

令和 4 年度の当初予算については、保険給付費の財源となる普通交付金が約 5 億円減額された背景もあり、その金額を基に保険給付費を計上し、毎月診療報酬という形で支払いをしておりますが、当初予算現額では不足となる見込みであるため、3 月補正にて 6,400 万円ほど増額補正を行う予定です。

資料だけを見ると、決算額が予算現額より減っているように見えますが、補正により予算を増額させていただき、決算に対応させていただいております。

【A 委員】

新型コロナウイルスの影響からは復調しているとおっしゃられましたが、まだまだ患者数は多いように感じます。現場の状況はいかがでしょうか。

【事務局】

参考に資料 2-2 の 2 ページを御覧ください。令和元年度から令和 4 年度（12 月末時点）までの保険給付費の実績を載せております。

療養給付費につきましては、令和元年度は約 105 億 9,400 万円、令和 2 年度は少し減額しましたが、令和 3 年度は復調しております。令和 4 年度は 12 月末現在の数字ですので確定はしていませんが、1 か月あたり約 8 億 5 千万円をお支払いしておりますので、残りの 4 か月を支払うと、当初予算現額に対し約 6 千万円の残額となる見込みです。この 6 千万円では、万が一新型コロナウイルスの感染が再拡大した場合に療養給付費を支払うことができないといった事態になることも想定されますので、3 月に補正を行い、予算現額を 104 億 5,000 万円ほどに増額させていただくものです。

【B 委員】

先ほどの A 委員の質問に対する回答に収納率のお話がありましたが、再度収

納率を教えてください。

【事務局】

当初予算は、91.5%で計算させていただいております。

【会長】

他によろしいでしょうか。

御質疑は出尽くしたように思います。「(1) 令和 4 年度国民健康保険事業特別会計決算見込について」承認されます方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

【会長】

挙手全員でございますので「(1) 令和 4 年度国民健康保険事業特別会計決算見込について」承認いたします。

(2) 令和 5 年度国民健康保険事業特別会計予算案、及び事業計画案について

【会長】

次に「(2) 令和 5 年度国民健康保険事業特別会計予算案、及び事業計画案について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局から令和 5 年度国民健康保険事業特別会計予算案、及び事業計画案について資料 2-1, 2-2, 2-3 に基づき説明。

【会長】

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたので、御質疑等がありましたら、挙手をお願いします。お名前をお呼びしますので、呼ばれましたら御発言をお願いします。

【B 委員】

資料 2-3「支払準備基金の活用について」ですが、資料にもあるように、基金繰入額として、1 億 3,380 万 5 千円が計上されておりますが、これは令和 4 年度の歳出の 0.78%ほどの額であり、この額が適正であるかどうかは歳入だけではなく、一般会計繰入金や事業費納付金の変動についても把握する必要があると考えます。平成 30 年度からの数字を資料 2-3 の 3 ページでもあげていただいておりますが、これらの推移についても教えていただけますか。

【事務局】

一般会計繰入金については、平成 30 年度の予算額が 15 億 997 万円のところ、

決算額が 13 億 8,029 万円、令和元年度の予算額が 14 億 9,110 万円、決算額が 13 億 5,580 万円、令和 2 年度の予算額が 14 億 7,882 万円、決算額が 13 億 2,139 万円、令和 3 年度の予算額が 14 億 4,329 万円、決算額が 13 億 3,095 万円、令和 4 年度の予算額が 14 億 1,719 万円、決算額が 12 億 9,102 万円、令和 5 年度の予算額が 13 億 1,886 万円となっております。比べると、前年度から約 1,800 万円から 3,500 万円ほど減っており、令和 5 年度については前年度から 9,800 万円ほど減っております。

事業費納付金については、平成 30 年度からの決算額を申し上げますと、平成 30 年度は 49 億 9,293 万円、令和元年度が 52 億 5,528 万円、令和 2 年度が 49 億 4,012 万円、令和 3 年度が 47 億 7,603 万円、令和 4 年度の決算見込が 44 億 3,840 万円、令和 5 年度の予算額が 46 億 2,099 万円となります。令和元年度については、前年度比で 2 億 6,000 万円ほど増えておりますが、令和 2 年度からの 3 年間は減額となりました。

令和 5 年度については、1 億 8,000 万円の増額となっております。

【B 委員】

一般会計繰入金が徐々に減っていること、事業費納付金については変動が激しいこと、さらに被保険者数の減少が見込まれることで厳しい状況が続いていくことなどを加味すると、基金繰入れ予定額は適正であると思います。

ありがとうございました。

【A 委員】

令和 4 年度の決算見込を見ると、1 億 2,400 万円の黒字になり、それを令和 5 年度の不足分に充てると、それほど繰入れをする必要はないのではないかと思います。

ただ、令和 5 年度から令和 7 年度の中長期的な視点で見ると、県納付金や保険給付費が高い水準で上がってくると、いろいろな影響が出てくるのではないかと思います。令和 5 年度の会計の中では、厳しい状況ではあると思いますが、影響は少ないのではないかと思います。

【事務局】

A 委員がおっしゃられたように、変動要素はたくさんございます。

現在、新型コロナウイルスの感染が収まっていない状況もあり、医療費等についても今後どのようなようになるのか不確定な要素となってきます。

令和 4 年度についても決算剰余金が発生する見込みであり、安定的な国保財政の運営ができていないのではないかと思います。1 億 2,400 万円の黒字見込については、令和 4 年度の予算に含まれております前年度繰越金を差引くと、実際の収支は 1 億円を切ることとなり、国保財政も毎年厳しい状況を突き付けられております。

このように事業費納付金等の変動があることから、例えば毎年 1 億円規模で減っていきますと、10 億円の減少となることも考えられますので、まずはこれまで積み立てた基金から必要に応じて取り崩して予算を組んでいく必要があること、また、様々な変動要素を見越していくことが適正な財政運営に繋がるのではないかと考えます。

【C 委員】

新型コロナウイルスの医療費について、4 月以降どうなっていくのか不確定なところではあると思いますが、保険適用となった場合の対策等は考えていますか。

また、医療費適正化対策について、重複投与者については保険者がしっかりと管理しないと気付けない部分だと思いますので、もう少しシステマティックにできるとよいと思います。

なお、重複投薬対象者へのペナルティ等は考えていますか。

【事務局】

新型コロナウイルスの分類が 2 類から 5 類へ移行する見込みであり、その際は保険適用になりますので、医療費は上がってくるのではないかと思います。

令和 5 年度の普通交付金も増額となっており、医療費の増額に備えたものとなっております。

重複投薬者への対策については、特定健診の受診勧奨と併せて行っており、例年国保連合会提供データを基に、7 月から 9 月までの 3 か月連続して、1 か月の間に 3 つ以上の医療機関から同一の薬剤を処方された被保険者を抽出しております。その中で、精神疾患がある方や、認知機能障害がある方、あるいは入院中の方等を除いて、令和 4 年度中は 2 名の方を選定し、保健師による保健指導を実施しております。

2 名のうち 1 名は訪問時不在であったため、ポスティングさせていただいたところ、すぐに窓口にお越しになり、今後の対応について御相談をいただいたので、保健師から直接指導を行いました。

もう 1 名については、市内の医療機関からの情報提供もあり、御本人様に対し 11 月以降、訪問指導等を何度かさせていただき、状況をお伺いしているところです。状況としましては、様々な不安があるため重複投薬となっていると聞いております。

重複の状況にも程度がございますが、投薬量がかなり多いケースであると認められましたので、鈴鹿市医師会様、鈴鹿亀山薬剤師会様から御助言を頂きながら、御本人様に通知をし、さらに受診された医療機関様にも御協力を頂き、適正な服薬方法について助言を行っているところです。

このような取組みにつきましては、万が一犯罪の可能性がある場合、法令に

基づき然るべき対応をさせていただくことも想定されますが、御本人様は疾病治療のために通院されておられると思いますので、しっかりと連絡を取り合い、受診している医療機関様とも情報共有を図りながら、命の危険が及ばないよう、重複受診・重複投薬について指導をしていきたいと考えております。

また、この取組みについては保険財政にも影響してきますので、全国先進市の取組み等を参考にさせて頂きながら、システムティックに対応できるように、今後も医師会様、薬剤師会様へ御相談させて頂き、さらなる強化を図って参りたいと考えております。

【D 委員】

先ほどの件に関しまして、厚生労働省から指導の要件が出ており、重複投薬者への訪問指導を行っていただいていることは結構なことだと思います。厚生労働省の指導では重複受診の方、月 15 回以上の頻回受診の方、6 剤以上の多剤投与者に対して指導をするように通知が出ており、中には精神安定剤を医療機関から多くもらっている方がおり、私共も指導を行っているところですが、今後重複受診、頻回受診に対する指導を行っていく予定はありますか。

【事務局】

薬、疾病の種類は多いため全て指導を行うということではなく、例えば生命に関わる向精神薬については他の方への影響を考える必要がございますので、特にそのような方に力を入れて指導を行っていきたいと考えています。

【E 委員】

事業費納付金について詳しく説明をお願いします。

【事務局】

平成 30 年度から国民健康保険の運営が広域化になり、市が支払う保険給付費の財源を県が医療費水準や所得水準を基に計算し、それぞれの市町に配分をします。県が保険給付費を補填するため、その財源となるものが、市が県に納める事業費納付金でございます。医療費を支えるものという認識です。

【E 委員】

今後の見通しはわかりますか。

【事務局】

令和 4 年度は団塊世代の後期高齢への移行に伴い、被保険者数が減少するため、約 4.6%減になると示されておりましたが、治療費の増もあり、減少率は狭まっております。

今後後期高齢者の医療費を支える部分もありますので、事業費納付金については減ることではないのではないかと想定しております。

【E 委員】

私共の保険においても後期高齢者に対する拠出金は増えることは想定されて

おり、医療費についても高額医療等の適用が拡大しているため、将来的に赤字体質になっていきます。市の保険においても同じことが起こると思いますので、保険料の収納率の向上や保健事業の強化をしっかりとやっていただきたいと思います。

【会長】

他によろしいでしょうか。

御質疑は出尽くしたようですので、「（２）令和５年度国民健康保険事業特別会計予算案、及び事業計画案について」承認する委員は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございます。挙手全員でございますので、「（２）令和５年度国民健康保険事業特別会計予算案、及び事業計画案について」承認いたします。

（３）鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

【会長】

続きまして、「（３）鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局から資料３に基づき説明。

【会長】

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたので、御質疑等がありましたら、挙手をお願いします。お名前をお呼びしますので、呼ばれましたら御発言をお願いします。

【Ａ委員】

出産する被保険者の産前産後期間に対する保険料の減免についてですが、出産する本人に対してのみ、１年間の３分の１が減免の適用となるのでしょうか。

【事務局】

御本人様に限り３分の１になります。国から財政支援がなされるということも示されております。

【会長】

他によろしいでしょうか。

御質疑は出尽くしたように思います。

「（３）鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について」承認する委員は、挙手

をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員でございますので、「(3) 鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について」承認いたします。

3 その他

【会長】

最後に「その他」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

次回の運営協議会の開催について説明。

【会長】

以上で、本日の議事については、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。長時間にわたり、慎重に御審議をいただきまして、ありがとうございました。